マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策と 現金取引削減に向けた共和証券の取り組み

現金取引は一般的に匿名性・秘匿性が高い事から、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネロン等」といいます。)に係るリスクが高いとされており、犯罪による収益の移転防止に関する法律においても 200 万円超の大口現金取引について本人確認義務が特定事業者に課せられております。

また、金融商品取引業者向けの疑わしい取引の参考事例として、第1の「現金の使用形態に着目した事例」のうち、「多額の現金により、株式、債券、投資信託等への投資を行う取引」が最初に挙げられております。

国際的なマネロン等対策の枠組みである金融活動作業部会(Financial Action Task Force、FATF)の勧告を受けて、国内金融機関においてはマネロン等リスクの低減策の実施が強く求められております。

当社におきましても、地域密着型の対面営業をモットーとしておりますが、マネロン等対策を実効性あるものとする観点から、今後、現金取引については現金取引とする理由や資金の出所・使途についてお伺いする場合がございますので予めご承知おきください。

また、昨今の匿名・流動型犯罪グループ(闇バイト等)による凶悪事件や、金融機関における事件・事故を踏まえ、危険防止・リスク低減の観点から、<u>社外で</u>のお客様との現金受渡につきましては複数名であたることといたします。

お客様におかれましてはマネロン等対策とリスク低減のため、現金取引削減 へのご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。